

**処分業**

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を  
中間処分や埋立処分する場合

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書  
**変更**

年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

届出者

〒460-8501

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番2号**  
**愛知県 株式会社**

氏 名 **代表取締役 愛知 一郎**

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 **052-961-2111**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第**023000000000**号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。  
**変更**

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	<b>別紙のとおり</b>	施設数が少ない場合はここに別紙の内容を記載しても構いません。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍
	役職・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

**法令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

※事業の用に供する施設それぞれについて、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかを記載してください。

別紙

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分（選別、脱水、蛍光管の破碎）、埋立処分

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) 選別施設（設置場所：小牧市大字東田中△△△番1）

本施設では水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の選別処分は行いません。

### (2) 選別施設（設置場所：小牧市大字東田中△△△番2）

本施設では水銀電池及び空気亜鉛電池（汚泥▲、金属くず\*（以上水銀使用製品産業廃棄物を含む。））の選別処分を行います。

本施設では水銀含有ばいじん等の選別処分は行いません。

### (3) 脱水施設

本施設では水銀使用製品産業廃棄物の脱水処分は行いません。

本施設で汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）の脱水処分を行います。

### (4) 蛍光管の破碎施設

本施設で直管蛍光管（金属くず\*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず\*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））の破碎処分を行います。

水銀含有ばいじん等の破碎処分は行いません。

### (5) 埋立施設（管理型）

本施設で水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分を行います。

本施設で燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）の埋立処分を行います。

\*：自動車等破碎物を除く。

※：石綿含有産業廃棄物を除く。

▲：廃乾電池に限る。（以下全て同じ）

同じ処分方法の施設が複数ある場合は型番や設置場所、設置年月日等を記載し、どの施設なのか特定できるようにしてください。

各施設について水銀使用製品産業廃棄物の中間処分（埋立処分）を行うかどうかを記載してください。（中間処分又は埋立処分を行わない場合も「水銀使用製品産業廃棄物の中間処分（埋立処分）を行わない」と記載してください）

水銀含有ばいじん等と定められている品目（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ダスト類）のうち、許可品目について中間処分（埋立処分）を行うかどうかを記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物については、製品名と製品を構成する品目を記載してください。

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等についての事業計画のみを記載してください。

一号、同条第四項  
事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
- ・直管蛍光管（金属くず\*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず\*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））：県内事業場から排出される蛍光管を引き取り、破碎処分を行う。また、自社破碎施設で破碎した蛍光管の破碎物の中から金属くずを磁選機で取り出し、埋立処分を行う。
  - ・水銀電池及び空気亜鉛電池（汚泥▲、金属くず\*（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））：県内精密機器工場から排出される水銀電池及び空気亜鉛電池を引き取り、選別処分を行う。
  - ・汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）  
県内化学工場から汚泥（水銀含有量が1,000mg/kg未満）を引き取り、脱水処分を行う。
  - ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）  
県内焼却施設から排出される燃え殻、ダスト類（いずれも水銀含有量が1,000mg/kg未満）を引き取り、埋立処分を行う。
  - ・鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）  
県内鑄造工場から鉍さい（水銀含有量が1,000mg/kg未満）を引き取り、埋立処分を行う。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	1t/月	固形	㈱尾張県民 「他10社」 名古屋市中区三の丸 2-6-1	蛍光管の 破碎	ガラスくず： ㈱西三河興産（ばい焼） 岡崎市明大寺本町1-4 金属くず： 自社最終処分場（管理型） 刈谷市泉田町△△
2	水銀電池及び空気亜鉛電池（汚泥▲、金属くず*、（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。））	0.01t/月	固形	㈱知多県民機器 半田市出口町1-36	選別	㈱西三河興産 （ばい焼） 岡崎市明大寺本町1-4
3	汚泥 （水銀含有ばいじん等を含む。）	3t/月	泥状	㈱尾張県民化成 稲沢市祖父江町 〇〇	脱水	◎脱水後汚泥の水銀含有量が1,000mg/kg以上の場合 ㈱西三河興産（ばい焼） 岡崎市明大寺本町1-4 ◎1,000mg/kg未満の場合 ㈱新城設楽プラント （コンクリート固化） 新城市字石名号20-1
4	燃え殻 （水銀含有ばいじん等を含む。）	2t/月	固形	㈱東三河サービス 豊橋市八町通5-4	埋立処分	自社最終処分場（管理型） 刈谷市泉田町△△
5	鉍さい （水銀含有ばいじん等を含む。）	1t/月	固形	㈱尾張県民鑄造 丹羽郡大口町〇〇	同上	同上
6	ダスト類 （水銀含有ばいじん等を含む。）	2t/月	固形	㈱東三河サービス 豊橋市八町通5-4	同上	同上
7						

※以下のものは、ばい焼施設など水銀を回収することのできる施設で処分を行う必要があります。

【水銀使用製品産業廃棄物】

水銀体温計及び水銀式血圧計など、法令で水銀回収が義務づけられているもの

【水銀含有ばいじん等】

- ・ダスト類、燃え殻、汚泥又は鉍さいのうち、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
- ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を1,000mg/L以上含有するもの

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は安定型最終処分場に埋立処分することはできません

h.a.m

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う全ての施設について施設ごとに記入してください。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	蛍光管の破砕施設
設置場所	小牧市大字東田中△△△番2
設置年月日	平成○△年○△月○△日
処理能力	4 t/日 (0.5 t/時)
廃棄物の種類	混合物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※、金属くず* (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む) )
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>水銀使用製品産業廃棄物である直管蛍光管 (金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※) をホッパーに投入し、破砕機により破砕を行う。</p> <p>処理フロー等は別添参照。</p> <p>なお、蛍光管以外のものは破砕しない。</p> <p>*は、自動車等破砕物を除く                  ※は、石綿含有産業廃棄物を除く</p>
環境保全設備の概要	<p>騒音対策として、低騒音型の破砕機を採用する。振動の防止を図るため、防振ゴムを土台に設置する。</p> <p>密閉された設備内で作業を行う。設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにする。</p>

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理について必要に応じフロー図等を添付してください。

※水銀使用製品産業廃棄物の処分を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置を講ずる必要があります。その措置方法が確認できるような図面等を添付してください。

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う全ての施設について施設ごとに記入してください。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	選別施設
設置場所	小牧市大字東田中△△△番2
設置年月日	平成○△年○△月○△日
処理能力	160m <sup>3</sup> /日 (20m <sup>3</sup> /時)
廃棄物の種類	混合物(汚泥▲、廃プラスチック類*※、金属くず*)、廃プラスチック類*※、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※、がれき類※(以上、廃乾電池に限り水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>水銀を含まない乾電池と水銀使用製品産業廃棄物である水銀電池及び空気亜鉛電池(汚泥▲、金属くず*)の混合物をホッパーに投入し、選別コンベアにより水銀を含まない乾電池と水銀電池及び空気亜鉛電池とを手選別で選別を行う。</p> <p>*は、自動車等破砕物を除く。                  ※は、石綿含有産業廃棄物を除く。                  ▲は、廃乾電池に限る。</p>
環境保全設備の概要	<p>(液漏れした電池などを扱う可能性がある場合)                  密閉された設備内で作業を行う。設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     ※水銀使用製品産業廃棄物の処分を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置を講ずる必要があります。その措置方法が確認できるような図面等を添付してください。                 </div>	

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う全ての施設について施設ごとに記入してください。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	脱水施設
設置場所	小牧市大字東田中△△△番2
設置年月日	平成○△年○△月○△日
処理能力	16m <sup>3</sup> /日 (2m <sup>3</sup> /時)
廃棄物の種類	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む。 水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
処理施設の処理方式及び設備の概要	水銀含有量が1,000mg/kg未満の汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む。) をフィルタープレス方式の脱水機により脱水を行う。
環境保全設備の概要	<p>密閉された設備内で作業を行う。</p> <p>設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにする。</p> <p>脱水後の汚泥については水銀含有量を測定し、水銀含有量が1,000mg/kg以上だった場合は水銀を回収する施設 (ばい焼施設) に委託処分する。水銀含有量が1,000mg/kg未満だった場合はコンクリート固化施設に委託処分する。</p> <p>脱水後の排水については、水銀濃度を測定し、水銀含有量が1,000mg/L以上だった場合は水銀を回収する施設 (ばい焼施設) に委託処分する。水銀含有量が1,000mg/L未満だった場合は中和施設に委託処分する。</p>
<p>※水銀含有ばいじん等の処分を行う場合であって、金属水銀が含まれる場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置を講ずる必要があります。その措置方法が確認できるような図面等を添付してください。</p>	

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う全ての施設について施設ごとに記入してください。

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	種類：管理型最終処分場 名称：第1処分場
設置場所	刈谷市泉田町△△
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立面積 〇〇〇〇m <sup>2</sup> 全体面積△△△△△m <sup>2</sup> 埋立容量 〇〇〇〇m <sup>3</sup> 残存容量 〇〇〇m <sup>3</sup>
埋立対象廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき類*※、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
埋立処分の許可を持っている全ての品目を記載してください。ただし、水銀含有ばいじん等と定められている品目（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ダスト類）のうち、埋立処分を行う品目について、品目の後ろに「（水銀含有ばいじん等を含む。）」と記載してください。	水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分を行う場合は廃棄物の種類の最後に「（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」と記載してください。
構造及び設備の概要	立札に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る表示をします。
放流水の水質等	変更なし
その他環境保全対策	産業廃棄物処理施設の設置許可申請書に記載した維持管理計画に基づき、最終処分場の維持管理を行う。

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する措置のみを記載してください。

## 6. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

- ・ 蛍光管の破砕処分、選別処分、脱水処分については、密閉された設備内で作業を行う。設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理し、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにする。
- ・ 脱水後の汚泥については水銀含有量を測定し、水銀含有量が1,000mg/kg以上だった場合は水銀を回収する施設（ばい焼施設）に委託処分する。水銀含有量が1,000mg/kg未満だった場合はコンクリート固化施設に委託処分する。
- ・ 脱水後の排水については、水銀濃度を測定し、水銀含有量が1,000mg/L以上だった場合は水銀を回収する施設（ばい焼施設）に委託処分する。水銀含有量が1,000mg/L未満だった場合は中和施設に委託処分する。
- ・ 地下浸透防止を図るため、全面をコンクリート張りにする。

### (2) 保管施設において講ずる措置

- ・ 地下浸透防止を図るため、全面をコンクリート張りにする。
- ・ 屋内で積み替え、保管を行う事により、飛散流出を防止する。
- ・ 高温にさらされないよう、屋内で保管する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は他の物と混合するおそれのないように他の物と保管場所を分けて保管する。

### (3) 最終処分場において講ずる措置

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書に記載した維持管理計画に基づき、最終処分場の維持管理を行う。

## 保管計画書 (処理前)

産業廃棄物の種類	保管方法 (屋内外の別、使用容器)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管容積 (保管上限) (m <sup>3</sup> )	保管高さ (m)	備考
(蛍光管の破碎前) 直管蛍光管(金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず***(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	屋内 専用ケース保管	10	10 (10t)	—	1日当たり処理能力の 2.5日分
(選別前) 混合物(廃プラスチック類**、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず**、がれき類**) (以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	屋内 野積み	16	10.7	—	0.07日分
混合物(乾電池(金属、汚泥▲、廃プラの混合物)、水銀電池及び空気亜鉛電池(金属、汚泥▲の混合物)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	屋内 専用ケース保管	1	1	—	0.006日分
(脱水前) 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)	屋内 コンテナタンク保管	3	3	—	0.19日分
汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)	屋内 コンテナタンク保管	1	1	—	0.06日分

- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う処分方法について、これまでの申請又は届出されている水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等以外の保管計画も含めた保管計画を記載してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付してください。また、事業場全体の保管施設の配置図も添付してください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管施設を追加したことに伴い、他の保管施設を変更した場合は変更した施設についても平面図等を添付してください。

合計		27	21.7		蛍光管の破碎 2.5日分 選別0.076日分 脱水0.19日分
品目					
所在地	小牧市大字東田中△△△番2	管理責任者		一宮 さくら	
全体面積	保管面積 (合計)		保管容積 (合計)		
4,649 m <sup>2</sup>	220 m <sup>2</sup>		300 m <sup>3</sup>		

(注) こちらには水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う処分方法以外の保管面積・容積を含めた全ての保管施設の面積と容積を記入してください。

保管計画書 (処理後)

産業廃棄物の種類	保管方法 (屋内外の別、使用容器)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管容積 (保管上限) (m <sup>3</sup> )	保管高さ (m)	備考
(蛍光管の破碎後) 直管蛍光管(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	屋内 ドラム缶保管	2.8	2 (2.4t)	—	1日当たり処理能力の 0.6日分
直管蛍光管(金属くず* (水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	屋内 ドラム缶保管	0.28	0.2 (0.3t)	—	0.05日分
(選別後) 廃プラスチック類*※	屋外コンテナ保管(シート掛け)	7.6	11.02	1.45	0.07日分
紙くず	屋外コンテナ保管(シート掛け)	7.6	11.02	1.45	0.07日分
木くず	屋外コンテナ保管(シート掛け)	7.6	11.02	1.45	0.07日分
繊維くず	屋外コンテナ保管(シート掛け)	7.6	11.02	1.45	0.07日分
ゴムくず	屋外コンテナ保管(シート掛け)	7.6	11.02	1.45	0.07日分
金属くず*	屋外 コンテナ保管	7.6	11.02	1.45	0.07日分
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*※、	屋外 コンテナ保管	7.6	11.02	1.45	0.07日分
がれき類※	屋外 コンテナ保管	7.6	11.02	1.45	0.07日分
電池(金属、汚泥▲、廃プラの混合物)	屋内 フレコンバッグ保管	1	1	—	0.006日分
水銀電池及び空気亜鉛電池(金属、汚泥▲の混合物)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	屋内 ビニール袋梱包の上、コンテナケース保管	0.5	0.5	—	0.003日分
(脱水後) 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)	屋外 コンテナ保管	7.6	11.02	1.45	0.69日分
汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)	屋内 ドラム缶保管	0.56	0.4	—	0.03日分
合計 9 品目		3.08	2.2		蛍光管の破碎 0.65日分 選別0.569日分 脱水0.72日分
所在地 小牧市大字東田中△△△番2	管理責任者 一宮 さくら				
全体面積 4,649 m <sup>2</sup>	保管面積(合計) 200 m <sup>2</sup>		保管容積(合計) 300 m <sup>3</sup>		

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。  
保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること